

令和 7 年度第 4 回予防接種に係る自治体向け説明会

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和 8 年 1 月 30 日 14:00～15:00
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 予防接種課長挨拶

2. 令和8年度の定期接種について
3. R Sウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について
4. 予防接種事務のデジタル化について
5. その他周知事項
6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2

1. 予防接種課長挨拶

2. 令和 8 年度の定期接種について

3. RSV ウィルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について

4. 予防接種事務のデジタル化について

5. その他周知事項

6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

RSウイルス感染症予防の今後の方針について

まとめ

- RSウイルス感染症の予防を予防接種法のA類疾病に位置づけることとし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下の趣旨としてはどうか。

定期接種の対象者 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠28週から37週に至るまでの者
用いるワクチン (省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンは組換えRSウイルスワクチン（ただし、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る。）とする。
接種方法 (省令) (通知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠毎に1回0.5mLを筋肉内に接種する。 ● 原則として、上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。
長期療養特例 (省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例の対象外とする。
定期接種対象者から除かれる者等 (政令・省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● RSウイルス感染症にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。 ● 省令については現行どおり。
定期接種化の開始時期 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種化の開始は、令和8年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項 (通知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種に際しては、接種前に母子健康手帳の提示を求める。 ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。 ● 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師が判断する者については、予防接種の実施計画における「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」として、接種に際して留意する。 ● 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることができ、定期接種の周知にあたっては、その旨を伝える。 ● 妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前以降に接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種する。

RSウイルス感染症予防接種予診票について

○ RSウイルス感染症予防接種予診票（妊婦用）案については、令和8年1月29日に事務連絡の別紙5としてお示しした。

【RSウイルス感染症予防接種 予診票（妊婦用）】

様式第十二

RSウイルス感染症予防接種予診票（妊婦用）

住 所	診察前の体温	度 分	
氏 名	男・女		
生 年 月 日	昭和 年 月 日 生	(満 歳)	
質 問 事 項	回 答 標	医師記入欄	
RSウイルス感染症の予防接種を受けたことがありますか。	はい いいえ		
ある場合、それは何回の妊娠中ですか。	はい いいえ		
今日の予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい いいえ		
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい いいえ		
現在、何か病気でかかっていますか。 病名（）	はい いいえ		
治療（投薬など）を受けていますか。 その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい はい いいえ		
免責金と診断されたことがありますか。	はい いいえ		
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。（）	はい いいえ		
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなことがありますか。 予防接種の種類（）	はい いいえ		
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい いいえ		
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなことがありますか？	はい いいえ		
1か月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類（）	はい いいえ		
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名（）	はい いいえ		
その病気を診てもらっている医師に、今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい いいえ		
最近1か月以内に熱が出たり、病気がかかりましたか。 病名（）	はい いいえ		
今日は妊娠28週0日目から36週6日までの間であり、出産予定日は今日から15日以上過ぎた日ですか。 妊娠週数（週 日目） 出産予定日（年 月 日）	はい いいえ		
今まで妊娠高血圧症候群と診断されたことがあります。あるいは、妊娠高血圧症候群を発症するリスクが高いと言われたことはありますか？	はい いいえ		
妊娠健診を受けた際の医師に、RSウイルス感染症の予防接種を控えるように言われましたか。	はい いいえ		
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ		
医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印		
ワクチンロット番号	接種方法	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No.	筋肉内注射	0.5 mL	実施場所 医師名 接種年月日
(注)有効期限が切れていないかを確認			

RSウイルス感染症予防接種希望書

(医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

令和 年 月 日 被接種者自署

(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

RSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）に係る周知広報資材について

- RSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）についての説明書案は、令和8年1月29日に事務連絡の別紙7としてお示しした。
- 本説明書を含むRSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）に係る周知広報資材については、今後厚労省HPにおいて公開する予定。

別紙7

2026年1月作成

RSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）についての説明書

RSウイルス感染症とは

RSウイルスは特に小児や高齢者に呼吸器症状を引き起すウイルスで、1歳までに50%以上が、2歳まではほぼ100%の乳幼児がRSウイルスに少なくとも1度は感染するとされています。感染すると、2～8日の潜伏期間のち、発熱、鼻汁、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴（ゼーザーと呼吸しにくくなること）や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出来るなど重症化することがあります。2010年代には、生後24か月未満の乳幼児における年間のRSウイルス感染症発生数は12万人～18万人であり、3万人～5万人が入院を要したとされています。また、入院例の7%が何らかの人工換気を必要としたとする報告もあります。

RSウイルスの流行には季節性があり、新型コロナウイルスの流行以前は秋冬に流行が見られましたが、近年は夏に流行がみられています。接触・飛沫感染により伝播するため、手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策が有効です。治療は症状に応じた治療（対症療法）を中心で、重症化した場合には酸素投与、点滴、呼吸管理などを行います。

接種対象となる方

・接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊娠の方

過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことのある方も対象です。

母子免疫ワクチンとは

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体を産生することができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊娠が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンとして組換えRSウイルスワクチン（ファイザー社のアブリスボ[®]）があります。なお、組換えRSウイルスワクチンのうち、アレックスビー[®]（GSK社）は母子免疫ワクチンとして用いることはできません。

接種回数（接種方法）	1回（筋肉内に接種）
	妊娠28週0日から36週6日までの間に1回接種。
接種スケジュール	※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。
接種に注意が必要な方	・接種によって妊娠高血圧症候群の発症リスクが上がるという報告もあるため、妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や今までに妊娠高血圧症候群と診断された方 ・筋肉内に接種するため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方

その他、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、組換えワクチン（アブリスボ）の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方等は接種出来ません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があつた方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、組換えRSウイルスワクチン（アブリスボ）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等は接種に注意が必要です。

ワクチンの効果

母子免疫ワクチンの効果	生後90日時点	生後180日時点
RSウイルス感染による医療受診を必要とした下気道感染症の予防	6割程度の予防効果	5割程度の予防効果
RSウイルス感染による医療受診を必要とした重症下気道感染症（※）の予防	8割程度の予防効果	7割程度の予防効果

※ 医療機関への受診を要するRSウイルス関連下気道感染症を有するRSウイルス検査陽性の乳児で、多呼吸・SpO2 93%未満・高流量鼻カニス（または人工呼吸器の装置・4時間を超えるICUへの収容・無反応・意識不明のいずれかに該当と定義しています）。

ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のよう副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシーがみられることがあります。

また、ワクチン接種による妊娠高血圧症候群の発症リスクに関して、薬事承認において用いられた臨床試験では、妊娠高血圧の発症リスクは増加しませんでした。海外における一部の報告では、妊娠高血圧症候群の発症リスクが増加したという報告もあるものの、交絡因子等の影響の可能性があることから解釈に注意が必要であるとされています。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
10%以上	疼痛*(40.6%)、頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%)
10%未満	紅斑*、腫脹*
頻度不明	発疹、荨麻疹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚労省にて作成

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、海外の知見で、百日咳菌の防御抗原を含むワクチンとの同時接種で、百日咳菌の防御抗原に対する免疫応答が低下するとの報告があり、接種間隔等については医師と相談してください。

接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なのですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

接種を受けた本人及び出生した児が対象となります。制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

定期接種を受ける方法・費用

定期接種はお住まいの（住民票のある）市町村（特別区を含む）で実施されます。

接種を受ける場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。また、里帰り出産によりお住まいの市町村外での接種を希望する場合についても、詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの今後の方針について

第74回基本方針部会（令和7年12月19日）におけるご議論のまとめ

- 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種については、引き続き予防接種法のB類疾病とし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下の趣旨とする。

定期接種の対象者 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳の者（現行通り） ● 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（現行通り）
定期接種の対象者 (省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上65歳未満の者については、予防接種法施行規則においては、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。（現行通り）
用いるワクチン (省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）とする。 ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の定期接種化に合わせて、肺炎球菌ワクチン（PPSV23）は使用するワクチンから除く。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。
接種方法・間隔 (省令) (通知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。
長期療養特例 (省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例の対象とする。（現行通り） ● 特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とする。（現行通り）
定期接種対象者から除かれる者等 (政令・省令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令・省令ともに現行通りとする。（現行通り）
定期接種の開始時期 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種の開始は、令和8年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。（現行通り） ● 他のワクチンとの接種間隔の定めは置かないこととする。（現行通り）

高齢者用肺炎球菌感染症予防接種予診票について

- 高齢者用肺炎球菌感染症予防接種予診票案については、令和8年1月29日に事務連絡の別紙4としてお示しした。
- なお、事前の予告通り、医学的観点からの質問事項に変更はなく、接種方法に係る項目等の形式修正を行った。

別紙4		様式第六	
高齢者用肺炎球菌感染症予防接種予診票			
住 所		診察前の体温	度 分
氏 名		男・女	
生 年 月 日 明治・大正・昭和 年 月 日 生 (満 歳)			
質 問 事 項		回 答 標	医師記入欄
肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがありますか。		はい いいえ	
今日の肺炎球菌感染症の予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。		はい いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。		はい いいえ	
現在、何か病気にはかかっていますか。 病名 ()		はい いいえ	
治療 (投薬など) を受けていますか。 その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。		はい いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。		はい いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。 ()		はい いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか？		はい いいえ	
ひきつけ (けいれん) を起こしたことがありますか。		はい いいえ	
1か月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()		はい いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかっていますか。 病名 ()		はい いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。		はい いいえ	
最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかっていましたか。 病名 ()		はい いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。		はい いいえ	
医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は (可能・見合わせる) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健診被費救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印		
ワクチンロット番号	接種方法・接種量	実施場所・医師名・接種年月日	
ワクチン名 Lot No. (注)有効期限が切れていないか要確認	筋肉内注射 0.5 ml	実施場所 医師名 接種年月日 令 和 年 月 日	

高齢者用肺炎球菌感染症予防接種希望書 (医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

令 和 年 月 日 被接種者自署

(亲自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

高齢者肺炎球菌感染症の定期接種に係る周知広報について

- 高齢者肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書案は、令和8年1月29日に事務連絡の別紙6としてお示ししたところ。
- 本説明書を含めた高齢者肺炎球菌感染症の定期接種に係る周知広報資材については、今後厚労省のHPにおいてお示しする予定。

別紙6

2026年1月作成

高齢者用肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書

肺炎球菌感染症の概要

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

接種の対象者

以下に該当する方が対象です。

- ① 65歳の方
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

※ 対象者等は市町村によって異なることがあります。詳しくはお住まいの市町村に問い合わせください。

使用するワクチンと接種方法・そのスケジュール

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を用いて、1回筋肉内に接種します。

なお、令和8年度より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になりました。

接種できない方、接種に注意が必要な方

ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、また予防接種を行うことが不適当な状態にある方等は接種できません。

また、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方、過去に痙攣をおこしたことがある方、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方、血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方は接種に注意が必要です。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の効果

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症※の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血清、糞便、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛* (59.6%)、筋肉痛 (38.2%)、疲労 (30.3%)
10%以上	頭痛 (21.7%)、関節痛 (11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の人浴は問題ありません。

当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことにはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

定期接種を受ける方法・費用

定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む)で実施されます。

接種を受ける場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

よくある質問

Q1. 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種は何回受けられますか?

A. 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種は生涯で1回のみ接種可能です。

Q2. 令和8年度からなぞ、定期接種で用いるワクチンをPPSV23からPCV20に変更したのですか?

A. PPSV23とPCV20はいずれも肺炎球菌に対するワクチンですが、ワクチン接種後の免疫を得る機序が異なっているため、ワクチンに含まれる血清型において、PCVの方がPPSVよりも高い有効性が期待でき、2024年時点で成人の侵襲性肺炎球菌感染症※の原因となる肺炎球菌の血清型のうち、各ワクチンに含まれる血清型の割合も概ね同等程度でした。また、安全性についてはともに特段の懸念はありません。こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いるワクチンが変更となりました。

まとめ

【HPVワクチンに関するこれまでの経緯】

- 2価及び4価HPVワクチンについては平成25年度から、9価HPVワクチンについては令和5年度から、予防接種法に基づくヒトパピローマウイルス感染症に対する定期接種に用いるワクチンとして位置付けられている。
- 令和4年度から、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女性に対して3年間のキャッチアップ接種を開始した。
- 令和7年度から、平成9年度生まれから平成20年度生まれの女性のうち、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している方を対象に、1年間の経過措置を設け、令和7年度末で終了予定。

【HPVワクチンの接種状況】

- 令和5年度に9価HPVワクチンが定期接種で用いるワクチンとして位置付けられて以降、定期接種対象者及びキャッチアップ接種対象者における2価又は4価HPVワクチンの接種者数は減少傾向にあり、令和6年度の定期接種対象者における、2価又は4価HPVワクチンの、1回目又は2回目の合計の接種者数に対する割合は、それぞれ1.0%及び1.3%であった。

【過去に2価又は4価HPVワクチンの接種歴のある方が、9価HPVワクチンを接種する場合の接種方法について】

- 定期接種実施要領において、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則としつつ、2価又は4価HPVワクチンと9価HPVワクチンの交互接種について、安全性、免疫原性及び有効性が一定程度明らかになっていることを踏まえ、過去に2価又は4価HPVワクチンの接種歴のある方が、9価HPVワクチンを定期接種として接種する場合の接種方法について規定されている。

ご議論いただいた内容まとめ

- キャッチアップ接種の経過措置が今年度で終了することや、HPVワクチンの接種状況、現行の定期接種実施要領の規定等を踏まえ、令和8年度から組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン及び組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種で用いるワクチンから除くこととし、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンのみ定期接種で用いるワクチンとする。
- また、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、組換え沈降2価及び4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの今後の取扱いについて、できるだけ速やかに情報提供を行うこととする。

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票について

- ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票案については、令和8年1月29日に事務連絡の別紙2及び3としてお示しした。
- なお、事前の予告通り、接種希望のワクチンに関する項目を除いたが、自治体事務等の観点から、新たな予診票を用意するまでの間、従来の予診票を用いることを妨げないこととし、従来の予診票を用いることのできる期限については定めていない。

別紙2

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票

住 所	診察前の体温		度 分	
	受ける人の氏名	男 女	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
保護者の氏名	(満 歳 カ月)			

* 接種を受ける人が満16歳以上の場合には、当該部分への記載は必要ありません。

質 問 事 項			回 答 横	医師記入欄	
今日受けた予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか			はい	いいえ	
今回の接種は何回ですか			1回目	2回目	3回目

(2回目以降の場合)これまでに接種したワクチンの種類、接種年月日、接種時の年齢を記入してください。

(注)ワクチンの種類は、①ワクタックス(2回)、②ガーダシル(4回)、③シルガード(9回)、④その他から、いづれかを一つ記入してください。

(注2)ワクタックス(2回)の場合、初回を14歳までに接種し、2回目を5ヶ月以上の間隔で受けます。

(注3)保護者又は接種者及び医師は、接種したワクチンの説明に努めてください。記載が得られない、わからぬ場合は医師が「不明」と記入してください。

今日体に具合の悪いことがありますか

具体的な状態を書いてください()

最近1ヶ月以内に体内に病気になりましたか

病名()

1ヶ月以内に予防接種を受けましたか

予防接種の種類()

生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気にかかり、医師の診察を受けていますか? 病名()

その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか

ひきつけ(けいん)をおこすことがありますか() 症状()

そのとき熱が高くなりましたか

薬や食品で皮膚に発疹やじみしましんが出たり、体の具合が悪くなったりことがありますか

近親者に先天性免疫不全症と診断されている方はいますか

これまでに予防接種で具合が悪くなったりことがありますか

予防接種の種類()

近親者に予防接種を受けて具合が悪くなったりはいますか

現在妊娠している可能性(生理が予定期より遅れているなど)はありますか

(注)妊娠している方への接種には、注意がが必要です。

今日の予防接種について質問がありますか

医師記入欄

以上の問答及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる、見合わせた方がよい)と判断します。

保護者(接種を受ける人が満16歳以上の場合は本人)に対して、予防接種の効果、副作用及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。

医師署名又は記名押印

医師の診察、説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副作用の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種するに(同意します、同意しません)。

かつこの間のどちらかを〇で囲んでください。

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

保護者又は接種者署名

(※接種者は16歳未満の場合は保護者自署)

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	筋肉内接種	実施場所 医師名
(注) 有効期限がされていないか確認	0. 5 ml	接種年月日 令 和 年 月 日

別紙第三

別紙3

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護者が同伴しない場合)

別紙第四

予 診 票

住 所	診察前の体温		度 分	
	男 女	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日	(満 歳 カ月)
受け取る人の氏名				

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

住 所	質 問 事 項		回 答 横		医師記入欄
	1回目	2回目	3回目		
受け取る人の氏名					

別紙の記載内容については、各項目の問い合わせが可能になります。予子様の検査結果が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、予子様が他の医療機関で検査を受けた結果と併せてお問い合わせください。

①何かに熱がある(発熱)。②皮膚に発疹がある。③耳に耳鳴りがある。

④頭痛がある。⑤腰痛がある。⑥腹痛がある。⑦嘔吐がある。⑧下痢がある。

⑨呼吸困難がある。⑩皮膚に発疹がある。⑪頭痛がある。⑫腰痛がある。

⑬頭痛がある。⑭腰痛がある。⑮皮膚に発疹がある。

⑯何かに熱がある(発熱)。⑰皮膚に発疹がある。⑱耳に耳鳴りがある。

⑲頭痛がある。⑳腰痛がある。㉑皮膚に発疹がある。

㉒呼吸困難がある。㉓皮膚に発疹がある。㉔頭痛がある。㉕腰痛がある。

㉖頭痛がある。㉗腰痛がある。㉘皮膚に発疹がある。

㉙何かに熱がある(発熱)。㉚皮膚に発疹がある。㉛耳に耳鳴りがある。

㉜頭痛がある。㉝腰痛がある。㉞皮膚に発疹がある。

㉞何かに熱がある(発熱)。㉟皮膚に発疹がある。㉟耳に耳鳴りがある。

㉟頭痛がある。㉟腰痛がある。㉟皮膚に発疹がある。

㉟何かに熱がある(発熱)。㉟皮膚に発疹がある。㉟耳に耳鳴りがある。

令和8年度の定期接種について（まとめ）

審議会における審議状況

■ RSウイルスに対する母子免疫ワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）

- ・RSウイルス感染症を予防接種法のA類疾病に位置づけ、令和8年4月1日から定期接種の対象とすることや、その対象者等の具体的なプログラムの方針について了承いただいた。

■ 高用量インフルエンザワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）

- ・現在、予防接種法のB類疾病に位置づけられているインフルエンザに用いるワクチンの一つとして、令和8年度から定期接種の対象とすることや、その対象者等の具体的なプログラムの方針について了承いただいた。

■ インフルエンザワクチンの接種不適当者（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）

- ・インフルエンザワクチンにおいて、「予防接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」を接種不適当者とする規定については、令和8年度から当該規定を削除することについて了承いただいた。

■ 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン（第73回基本方針部会 令和7年12月19日）

- ・令和8年度から沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を定期接種で用いるワクチンに位置付け、現行の定期接種で用いられている肺炎球菌ワクチン（PPSV23）を定期接種で用いるワクチンから外すことや、その対象者については現行のとおりとして、65歳を超える方に対する経過措置は設けないことについて了承いただいた。

■ 2価及び4価HPVワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）

- ・令和8年度から、2価及び4価HPVワクチンを定期接種で用いるワクチンから除くことについて了承いただいた。

今後の方針

- RSウイルスに対する母子免疫ワクチン、高用量インフルエンザワクチン、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を令和8年度から定期接種化すること、2価及び4価HPVワクチン、肺炎球菌ワクチン（PPSV23）を令和8年度から定期接種で用いるワクチンから除くことについては、基本方針部会で方針が了承されたことから、今後、政省令の改正に向けて、必要な手続きを行う予定。
- 政省令改正等については時間を要するため、自治体の皆様においては、本方針の決定をもって、必要な準備を進めていただきたい。

3

1. 予防接種課長挨拶
2. 令和 8 年度の定期接種について
3. **R S ウィルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について**
4. 予防接種事務のデジタル化について
5. その他周知事項
6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

母子免疫ワクチンの定期接種の対象者の考え方について

- 母子免疫ワクチンの接種対象者は、接種する医師が母子健康手帳等の情報を元に、接種時点において妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にあると判断した方である。

定期接種の対象者について

- 妊娠28週から妊娠37週に至るまでの者（妊娠28週0日から妊娠36週6日の者）

定期接種の対象者の考え方について

- 接種する医師が母子健康手帳等の情報を元に、接種時点において妊娠28週から37週に至るまでの間にあると判断した方は定期接種の対象となる。
- 接種後に妊娠週数が変化する等の事情があったとしても、接種する医師が接種時点において妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にあると判断した場合には、定期接種として取り扱うことには差し支えない。

母子免疫ワクチンの接種対象者への接種勧奨について

- 母子免疫ワクチンは現行の定期接種で用いられているワクチンと異なり、接種対象者の年齢ではなく、妊娠の事実をもって接種対象者を把握する必要があるため、母子保健主管部局の協力が不可欠である。
- 接種勧奨の方法については、各自治体の状況に応じ、柔軟に対応を行っていただくこととして差し支えないが、接種対象者に対し確実に情報提供がなされるよう、方法をご検討いただきたい。

接種対象者の把握について

- 妊娠の届出を受け付ける母子保健主管部局において接種対象者の把握を行う。

接種勧奨について

- 接種勧奨の方法として、
 - ・妊娠の届出の受付時等に、母子保健主管部局から妊婦に対して接種勧奨を行う方法
 - ・母子保健主管部局から予防接種を担当する衛生主管部局へ、妊娠の届出の受付に係る情報を共有することができる場合は、衛生主管部局より改めて接種対象者へ接種勧奨を行う方法が挙げられる。
- 衛生主管部局から郵送等の個別通知によって接種勧奨を行う場合には、流産・死産等の事情により妊娠を終了するに至った方への配慮に努めていただきたい。
- 妊婦に対する継続的な情報提供の機会として、妊婦等包括相談支援事業を担当する母子保健主管部局と妊婦との面談の機会を活用し、接種勧奨や必要な情報提供を行うことも検討いただきたい。

母子免疫ワクチンの接種対象者への接種勧奨について

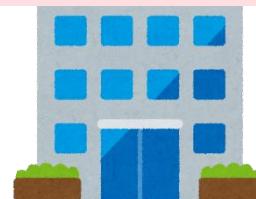
母子保健主管部局より接種勧奨を行う場合



①妊娠の届出

母子保健主管部局

②接種案内や情報
提供資材等を交付



衛生主管部局より接種勧奨を行う場合



①妊娠の届出

母子保健主管部局

②接種対象者に関する
情報の共有

衛生主管部局



③接種案内や情報提供資材等を交付

自治体における接種記録の管理・保存について

- 妊婦の接種記録は、現行通り妊婦自身の予防接種台帳等へ記録する。
- 児の接種記録については、母が母子免疫ワクチンを接種した時点では児の住民基本台帳及び予防接種台帳は存在せず、また住民基本台帳やこれに基づき作成される予防接種台帳は母児の情報が紐付いていないため、児の接種記録に母が母子免疫ワクチンを接種した記録を反映することは、現時点では可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えない。

妊婦の接種記録について

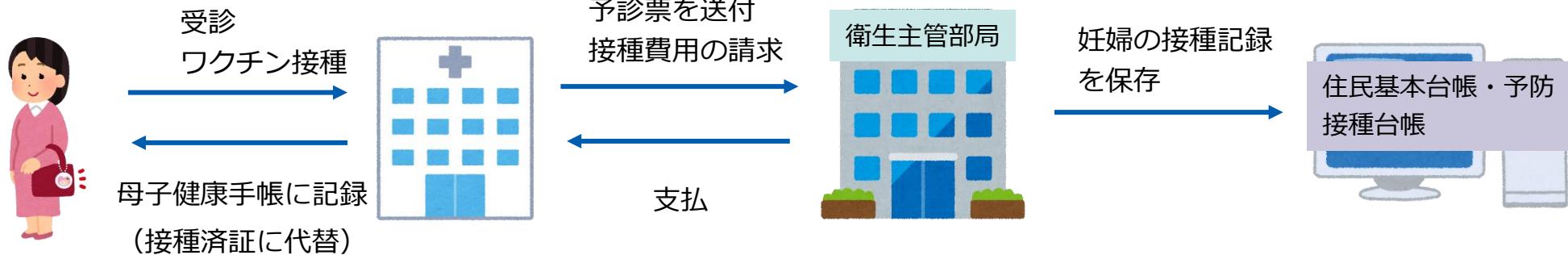
- 妊婦が母子免疫ワクチンを接種した記録は、現行通り、医療機関から請求があった際に、妊婦自身の接種記録として予防接種担当部局が管理・保存する。

児の接種記録について

- 児の接種記録については、
 - ・母が母子免疫ワクチンを接種した時点では児の住民基本台帳や予防接種台帳は存在しない
 - ・住民基本台帳や予防接種台帳では母児の情報が紐付いていないため、児の出生後に遡って母の接種記録を確認することは自治体の負担が大きいことから、現時点では母の母子免疫ワクチンの接種記録を児の接種記録へ反映することは、可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えない。

母子免疫ワクチンの自治体における接種記録の管理・保存について

妊婦の接種記録



児の接種記録



児の出生後に、母の母子免疫ワクチンの接種記録を児の接種記録に反映することは自治体の負担が大きいため、可能な範囲で対応いただくこととして差し支えない。

母子健康手帳における接種記録と予防接種済証の取扱いについて

- 妊婦の接種の記録は、児の母子健康手帳への証明すべき事項の記載によって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることを可能とする予定。

予防接種済証について（予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号））※現行

（予防接種済証の様式）

第四条 定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証（様式第一号）を交付するものとする。（略）

4 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。



母子健康手帳への接種の記録と予防接種済証の取扱いについて

- 定期の予防接種を行った際には、予防接種法施行規則第4条の規定に基づき、予防接種済証を交付することとされているが、児の母子健康手帳への証明すべき事項の記載によって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることが可能になるよう、法令上の整備を行う予定。
- なお、母子健康手帳の様式についても、母子免疫ワクチンの接種記録に係る府令様式の改正を予定しているが、当面の間は経過措置として、改正前の母子健康手帳への記載を可能とする予定（※）。

※任意事項様式の「その他の予防接種」への欄を想定

医療機関との契約について

母子免疫ワクチンの接種に係る契約について

- 母子免疫ワクチンは妊婦のかかりつけの産婦人科医師とも相談の上で妊婦自身が接種の判断をすることが望ましく、主として妊婦健康診査を実施している産婦人科医療機関での接種が見込まれるため、積極的に産婦人科医療機関とも契約していただきたい。

里帰り出産をする妊婦への対応について

他の市町村等での予防接種について（定期接種実施要領より抜粋）

2.0 他の市町村等での予防接種

保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。

（注）居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと。

里帰り出産をする妊婦への対応について

- 里帰り出産をする妊婦に対しては、現行通り、定期接種実施要領に示す他の市町村での予防接種についての内容に基づく対応をお願いしたい。
- 他の市町村での予防接種では事前申請を必要とする場合も多いため、事前申請について積極的に周知願いたい。その上で、事前申請を受けていない接種についても、居住地の自治体の判断で柔軟に定期接種として取り扱っていただきたい。

※なお、予防接種事務のデジタル化に伴い、市区町村のシステムを予防接種事務のデジタル化に必要な機能を実装する適合基準日（令和10年4月）以降で、全国の市区町村と全国の医療機関による集合契約により、事前申請は不要となる予定です。

4

1. 予防接種課長挨拶
2. 令和 8 年度の定期接種について
3. RSV ウィルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について
- 4. 予防接種事務のデジタル化について**
5. その他周知事項
6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(1) 伴走支援事業について

- 令和8年6月1日から改正予防接種法が施行され、全国の自治体・医療機関において、予防接種事務のデジタル化が順次開始されるところ、以下の24自治体が令和8年度にデジタル化を開始する予定。
- 業務に支障を来すおそれがあるため、24自治体への個別の問合せはご遠慮いただくと共に、デジタル化についてご質問がある場合は、都道府県経由で予防接種課 (yoboseshu@mhlw.go.jp) までお問合せいただきたい。

令和8年度中にデジタル化開始予定の自治体（本日時点）

（北海道）根室市、蘭越町、新十津川町、猿払村、留寿都村　（岩手県）久慈市　（宮城県）蔵王町
（秋田県）鹿角市、にかほ市　（山形県）米沢市、金山町　（福島県）只見町　（茨城県）ひたちなか市、神栖市
（埼玉県）本庄市　（千葉県）香取市　（東京都）東村山市、利島村　（新潟県）小千谷市　（広島県）三原市
（愛媛県）西条市　（長崎県）波佐見町、諫早市　（宮崎県）都城市

計24自治体

- 厚生労働省においては、令和9年度以降にデジタル化を開始する自治体において参考としていただく「移行手順書（仮称）」を作成することを目的として、上記24自治体と、先行実施からの継続の一部自治体に対して各自治体が着実にデジタル化を開始できるよう伴走支援による各種サポートを行う予定。
※ 主な事業内容
 - ・説明会等の開催
 - ・デジタル化に必要となるタスクの管理、タスク実行のサポート
 - ・移行計画書の作成支援等
- 令和9年度以降にデジタル化を開始する自治体については、令和8年度末目途で公表予定である「移行手順書（仮称）※暫定版」等を参考にデジタル化を進めていただきたい。
(※) 完成版は、伴走支援の結果を踏まえて作成し、令和9年度当初に公表予定

(2) 事業計画書（第2弾）の提出依頼について

- 今般、各自治体の健康管理システム3.1版導入時期及び令和9年度中にデジタル化開始を希望する自治体の把握を主たる目的として、事業計画書（第2弾）の提出を依頼をさせていただきます。伴走支援対象自治体を除く全ての自治体は、以下の方法で、2月16日（月）までにご提出ください。
- なお、今後予防接種事務デジタル化を円滑に進めていくため、とりまとめ結果については、全市区町村・都道府県・国保連合会・予防接種事務デジタル化関連システム関係者等に共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。

作成・提出方法等

- 作成方法：庁内のシステム管理や標準準拠システムへの移行管理を担当している部局や、健康管理システムベンダー等と必要な調整を行った上で、ご回答ください。
- 提出方法：「一斉通知・調査システム」にて回答
- 提出期限：**2月16日（月）17時〆切** ※期限までに提出のない自治体には直接又は都道府県経由で催促をさせていただきます。
※本説明会実施後に都道府県経由で事務連絡にてご依頼させていただきます。

今後の予定

- 2月2日（月）～2月16日（月）：事業計画書の作成・提出
- ～2月下旬：結果とりまとめ
- 3月中下旬：デジタル化に係る自治体説明会開催予定（事業計画書（第3弾）の作成に係る説明を盛り込む予定）
- 3月下旬～4月下旬：事業計画書（第3弾）の作成・提出（事業計画書（第2弾）より詳細に内容をご記載いただく予定）
- ～5月下旬：結果とりまとめ
- 6月以降：特に令和9年度中にデジタル化を予定している自治体に対して、個別のフォロー（個別説明や、状況確認等）を開始

(2) 事業計画書（第2弾）の提出依頼について（質問予定項目）

- 今般の事業計画書（第2弾）では、各自治体の健康管理システム3.1版導入時期（昨夏の事業計画書作成時点よりも具体化されている想定）及び令和9年度中にデジタル化を希望する自治体の把握を主たる目的とし、以下の項目についてご回答いただく予定です。
- 今般の質問中の「デジタル予診票による接種開始目標時期」とは、健康管理システム3.1版を導入（※導入しない自治体は省略）、対象者情報の予予・請求システムへの登録、医療機関でのデジタル予診票による接種対応ができる環境整備（医療機関アプリ又は予防接種サイトの導入）のすべてが整い、住民がデジタル予診票による接種が開始できる時期を指します。
(お願い)
★令和9年度中にデジタル予診票による接種開始を希望する自治体は、具体的な目標時期を記入してください。
★令和10年4月に健康管理システム3.1版を導入する自治体は、現時点では実現性が担保されていなくても構いませんので、想定している目標時期をご回答ください。

No	質問項目	回答方式	選択肢（選択式の場合）
1	<p>【すべて】</p> <p>現時点の健康管理システムを導入の有無をご回答ください。</p> <p>→「あり」を選択した場合、No 3 に進んでください。</p> <p>→「なし」を選択した場合、No 2 に進んでください。</p>	選択式	あり・なし
2	<p>【No 1で「なし」を選択した場合】</p> <p>令和10年4月までの健康管理システムの導入予定の有無をご回答ください。</p> <p>→「あり」を選択した場合、No 3 に進んでください。</p> <p>→「なし」を選択した場合、健康管理システムを導入せず、手動ファイル連携でデジタル化を開始することになります。No 6 に進んでください。</p>	選択式	あり・なし
3	<p>【No 1・No 2で「あり」を選択した場合】</p> <p>健康管理システム3.1版（デジタル化に必要な機能を実装）の導入期日をご回答ください。</p> <p>→「10年5月」以降の期日を選択した場合、No 4 に進んでください。</p> <p>→「10年4月」以前の期日を選択した場合、No 5 に進んでください。</p>	選択式	導入済・R8.2～R13.3の各月・R13.4以降・不明
4	<p>【No 4で「10年5月」以降の期日又は「不明」を選択した場合】</p> <p>適合基準日（R10.4.1）までに導入できない理由を選択してください。その他を選択した場合は、理由をご回答ください。</p>	選択式・自由記述	・特定移行支援システムに該当 ・その他（自由記述）
5,6	<p>【すべて】</p> <p>導入予定のパッケージベンダ名と販売代理店名をご回答ください。未定の場合は未定と記載してください。（パッケージベンダと販売代理店が同じ場合は同内容をご回答ください）</p>	自由記述	パッケージベンダ名： 販売代理店名：
7	<p>【すべて】</p> <p>現時点で想定されているデジタル予診票による接種開始目標時期をご回答ください。</p>	選択式	R9.4～R13.3の各月・不R13.4以降・不明

(3) 特例臨時接種に関する記録の保存について（依頼）

接種記録の適切な保存について

- 特例臨時接種に関する記録の保存期間について定めた予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第6号）については、令和8年2月1日に施行することとしているため、各自治体においては、以下の補足事項及び関連通知等を参照の上、特例臨時接種に関する記録が予防接種データベースに適切に格納されるよう、引き続き適切に保存していただきたい。

関連通知等

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）の終了及び特例臨時接種記録の適切な保管について」（令和7年12月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）
- 「予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）」（令和8年1月26日感発0126第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）

特例臨時接種に関する記録の保存状況について

- 令和3年2月17日から令和6年3月31日までに実施された新型コロナウイルスに係る特例臨時接種に関する記録については、現在、各市町村においてVRSから取り出していただき、現行の法令に基づき、5年間保存していただいているところ。
- このため、特例臨時接種に関する記録については、**令和8年2月以降**、保存期限を順次迎えることとなる。

予防接種DBへの格納について

- 特例臨時接種に関する記録については、今後、国における必要な調査研究に活かすため、改正予防接種法第23条第2項を根拠として、各自治体から当該記録を提供していただき、令和8年6月1日に稼働予定の**予防接種等関連情報データベースに格納する方針**を検討しているところ。
- 一方、令和8年2月以降、その保存期限を順次迎えることから、すべての接種記録をデータベースに格納できない懸念がある。

○改正予防接種法（令和8年6月1日施行）

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

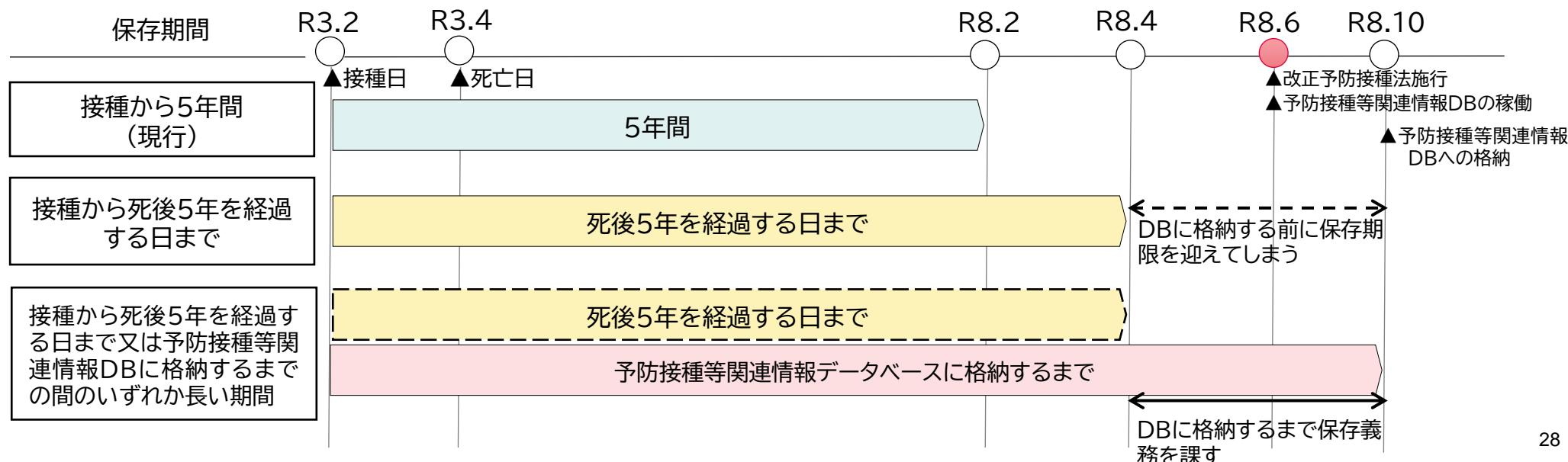
2 **市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。**

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。

方針

- 特例臨時接種に関する記録については、令和8年2月以降、その保存期限を順次迎えるが、歴史的に重要な記録であること・現在自治体においてデータ化された状態で保存されていることから、適切にデータベースに格納されるよう、**現行の保存期間を延長すること**とする。
- 具体的な保存期間としては、①又は②のいずれか長い期間とする方針。
 - ①特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日から5年を経過する日までの間
 - ②特例臨時接種を行ったときから特例臨時接種に関する記録を予防接種等関連情報データベースに格納するまで間

例: R3.2に特例臨時接種を受けたA自治体の住民Bの接種記録(住民BがR3.4に死亡し、A自治体がR8.10にDBに格納する場合)



(4) デジタル化に係る定期接種実施要領の改正について（予告）

実施要領の改正内容について

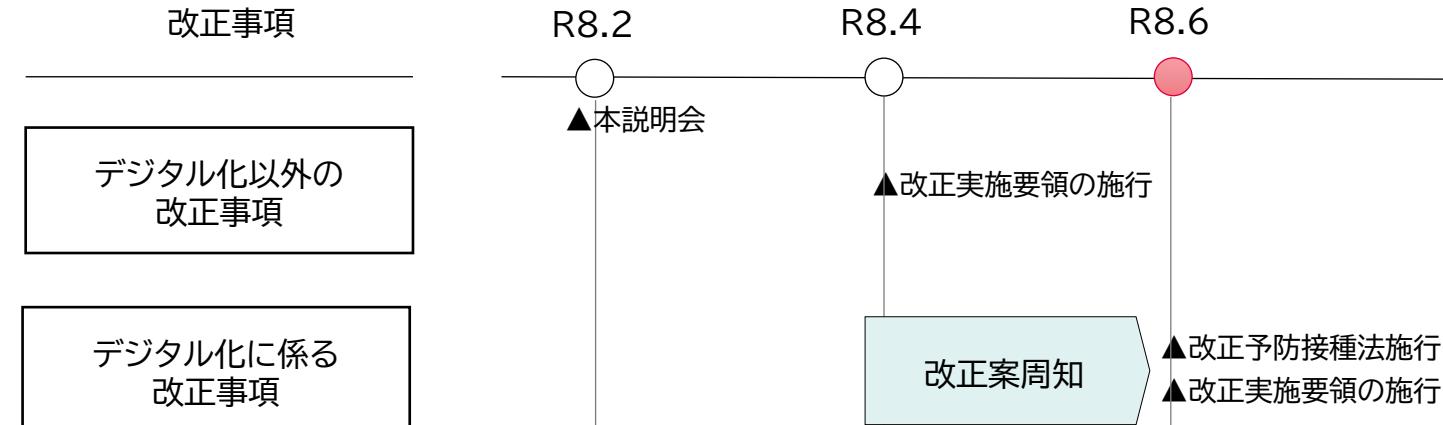
- 定期接種実施要領については、例年、年度末に改正を行っているところ、デジタル化に係る改正については、改正予防接種法の施行に合わせ、令和8年6月1日に別途行う予定である。
- 改正案については、令和8年度3月下旬にお示しする予定。

※主な改正事項（案）

- ・接種記録の保存期間延長について
- ・マイナポータルにおける勧奨の実施、予診票の記入（様式を含む）、予防接種済証の交付等について
- ・医療機関におけるオンライン資格確認について

等

定期接種実施要領の改正スケジュール（案）



5

1. 予防接種課長挨拶
2. 令和8年度の定期接種について
3. R S ウィルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について
4. 予防接種事務のデジタル化について
- 5. その他周知事項**
6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6

1. 予防接種課長挨拶
2. 令和8年度の定期接種について
3. R S ウィルス感染症に対する母子免疫ワクチンの運用について
4. 予防接種事務のデジタル化について
5. その他周知事項
6. 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare